

岡田事務所通信

令和3年7月号(第191号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西21条南2丁目21番13号
TEL: 0155-33-5535 FAX: 0155-33-5604
E-mail: support@office-okada.jp
URL: <http://www.office-okada.jp/>

改正育児・介護休業法が成立 男性も「産休」最大4週間 来年度施行

男性も子育てのための休みを取りやすくする改正育児・介護休業法が衆院本会議で可決、成立しました。男性も子どもの出生後8週間以内に4週間まで2回に分けて「産休」を取得できるようにします。企業には対象社員に取得を働きかけるよう義務づけ、子育てしやすい就労環境を整え、少子化の進行に歯止めをかける狙いがあります。改正法は2022年度中にも施行します。

労使の合意があれば育児休業中でもスポットで働くことが可能となり、急に重要な会議が入ったり、その人でなければ対応できない業務が生じたりしたときに、柔軟に対応できる余地を残しています。休業中に業務が途切れる懸念から育休取得を断念するといった男性の声を考慮しました。就業可能日数などの条件は今後、省令で定める見通しです。

企業側には、育休や産休について従業員に取得の意向を確認するよう義務づけます。現在は周知の努力義務にとどまりますが、厚生労働省の調査では、企業から育児休業の制度説明などがなかったという男性が過半に上っています。男性の育休取得率は19年度時点で7.48%にとどまっており、取得率は少しずつ高まっていますが、政府が目標に掲げる20年の13%、25年の30%にはほど遠い状況です。

精神障害で労災認定、最多の608人 原因最多はパワハラ

過重労働や仕事のストレスで精神障害を発症し、労働災害に認定された人は2020年度は608人となり過去最多となりました。最も多い原因はパワーハラスメント（パワハラ）でした。

昨年からの精神障害の労災認定基準が見直され、「パワハラ」が初めて要因として明記されました。厚労省が分析した20年度に労災認定された精神障害の原因は、パワハラ（99人）、事故や災害の体験・目撃（83人）、いじめ・いやがらせ（71人）と続きました。厚労省の担当者は、パワハラがトップになったことについて「精神障害の原因に認められるという認識が広がっているのではないかと話しています。

一方、脳・心臓の病気による労災の申請数は784人で、19年度の936人から大きく減りました。コロナ禍で長時間労働が減ったことが一因と厚労省は分析しています。20年度の労災認定数は194人で、労災認定率は過去最低の29.2%にとどまりました。

雇用調整助成金の特例措置 8月も現状維持 厚労省

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用調整助成金の特例措置について8月も現状のまま継続すると発表しました。9月以降の支援内容は雇用情勢を踏まえ7月中旬に判断します。

現在は原則1人当たりの上限額を1日1万3500円とし、助成率は大企業で最大4分の3、中小企業で同10分の9としています。ただ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置で時短営業に応じる企業、売り上げなどが大幅に落ちこんだ企業は上限額を同1万5千円、助成率を同10分の10にしています。

雇用調整助成金は企業が従業員に払う休業手当の費用を助成する制度ですが、特例措置として大幅に助成内容を手厚くしています。



- ジャがいも畑（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【パタニティハラスメント】

パタニティハラスメント（パタハラ）とは、一般的に男性社員が育児休業を取得するにあたり、職場の上司や同僚から嫌がらせを受けることを意味します。具体的には男性社員が育休取得を申請したにもかかわらず取得を認めない、若しくは育休取得を諦めさせる。育休を取得・申請した男性社員に対し、退職を迫ったり解雇を匂わす言動をする。育休明けの男性社員に対し、転勤や異動等の人事権の不当な行使を行う事等が該当します。2022 年度中に施行される改正育児介護休業法により男性の産後休業が取りやすくなることから、今後パタハラについてのトラブルが増えることも予想されています。

事務所より

今年も早いもので 1 年の半分が過ぎてしまいました。昨年から続く新型コロナウイルスの世界的な流行により日々その対応や情報に振り回される中で、時間の流れや季節の移り変わりを感じる感覚が鈍っているようにも感じます。今後はワクチン接種の推進により少しずつ状況が改善していけばいいのですが、まだまだ楽観視は出来ない状況ですね。ただ、そんな中でも体力のみならず気力まで削られぬように生活の中で楽しみや生きがいを見つけながら日々を前向きに過ごしていきたいものですね。

人材紹介サービス等を行うエン・ジャパンが発表した「コロナ禍における仕事のストレス」調査結果によりまずとコロナ禍で、「仕事のストレスが増えた」と回答した人は 54%となり、職種別では、「販売・サービス」（61%）、「医療・福祉」（56%）などでストレス増が顕著であることが分かりました。ストレスの要因は、「職場の人間関係」（53%）、「仕事にやりがい・達成感がない」（45%）、「将来のキャリアが描けない」（41%）などが挙がっています。コロナ禍の状況が長期間続く中、経営者としては業績や会社の経営自体に目が向きがちですが、職場で働く従業員の仕事を行う上でのメンタル面も注視する必要があります。こうした閉塞感が長く続くと特段何があったわけではないのに今まで普通に行ってきた仕事でもモチベーションが上がらない、鬱々とした気分が晴れないといったメンタル面での不調が見られる事が多くなります。気になる従業員がいたら声をかけるなどの対応が必要かと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今月は社会保険の算定基礎届の提出時期となっておりますが、算定基礎届で決定された標準報酬については今年の 9 月分給与（10 月に支払う給与分）から反映されます。変更改定時期になりましたら、弊社より改定後の社会保険料控除額を別途お知らせ致しますので、ご参照くださいますようお願い致します。

